清水町三世代同居支援事業

清水町 定住促進 事業

どういう事業なんですか?



三世代以上の世帯が同居のために、 2017年 10月 | 日以降新たに清水町に住宅を取得し、居住する場合に

助成金 10万円を 交付しています。



対象者の条件はあるんですか?



- 中学生以下の子を含む「子世帯」 とその「親世帯」等で3年以上同 居を継続することが可能な方
- 世帯員全員に町税等の滞納がない方
- 建物の登記完了から 6 か月以内の 方

などの条件があります。



建物の条件はありますか?



- 建築基準法その他関係法令に違 反していない住宅
- 居住用部分の割合が延べ床面積の 2分のI以上で、面積が50m²以上 の住宅

などの条件があります。

新築一戸建住宅はもちろん、中古住宅、新築・中古分譲 マンション、住宅の建替え、

でも対象になります。



申請手続きはどうしたらいいんですか?



必要書類をご用意のうえ、 役場窓口へ提出をお願いします。

まずは清水町役場まで お問い合わせください。



提出書類

- 清水町三世代同居支援事業助成金交付申請書
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 建物登記簿の全部事項証明書 (発行後3か月以内)の原本
- 対象住宅の居住用面積等が確認できる書類
- 建築基準法に規定する検査済証(工事が法令に適合していると認められた場合に交付される書面)の写し
- 世帯員全員の町税等に滞納がないことの証明書
- 三世代世帯の関係を証明できる戸籍全部事項証明 書等の写し
- 母子健康手帳の写し(子が出産予定の場合)

申請書類は役場窓口もしくはWebサイトから!

どういう事業なんですか?



町内への定住を希望して新たに住宅を取得し、5年以上 お住まいになる若者夫婦世帯等に対し、助成金を交付 しています。

清水さんご一家の場合、

清水町定住促進事業の対象にもなります。

 住宅の区分
 助成金額
 県外からの転入世帯

 新築住宅
 20万円
 30万円を加算

 中古住宅
 10万円
 15万円を加算

※住宅を取得した時点において、小学生以下の扶養する子がいる場合、10万円を加算

対象者



- 夫又は妻のいずれかが満40歳未満である夫婦
- 中学生以下の子と同居・扶養している満40歳未満のひとり親

対象となる住宅

- 夫婦又はひとり親の持分が2分のⅠ以 上の住宅
- 建築基準法その他関係法令に違反して いない住宅
- 居住用の部分が延べ床面積の2分の I 以上で、面積が50m²以上の住宅

などの条件があります。



※ 住宅の建替え、公共工事に伴う移転補償、相続 等によって取得した住宅等は対象外です。

清水さん一家の場合は一例です。助成金に関するご相談・ご質問は下記までお願いします。

清水町役場 TEL: 055-981-8279 (直通電話)

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210 番地の | 清水町 企画財政課 企画調整係(役場 3 階)



Webサイトは

こちらから

提出書類

承認申請をする時(住宅の工事契約・売買契約後)-

最大

60万円

- 清水町定住促進事業承認申請書
- 申告書
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 世帯員全員の町税等に滞納がないことの証明書
- 対象住宅の居住用面積が確認できる書類

1

承認を受けた方

- 2 交付申請をする時(住宅を取得し、居住開始後)
- 定住促進事業助成金交付申請書兼実績報告書
- 住宅の登記事項証明書
- ●建築基準法に規定する検査済証(工事が法令に 適合していると認められた場合に交付される書面) の写し